

平成31年度 石巻市地域づくり基金事業助成金募集要項

1 目的

この助成金は、市民の連帯の強化及び均衡ある地域振興に資するため、「地域自治組織（自治会、町内会等）が行政との協働のまちづくりにより実施する事業」や、「市全域のまちづくりのために地域コミュニティ活性化を図る事業」に対し支援するものです。

2 助成対象者

※次の要件をすべて満たす団体となります。

- (1) 市内に活動の拠点を有していること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 運営や組織に関する規約または会則を定めていること。
- (4) 政治、宗教または営利を目的としていないこと。

3 助成の対象となる事業

※次に該当する事業（各アからオ）の中から最もあてはまるものを1つ選択してください。

1 地域自治組織が行政との協働のまちづくりにより実施する事業

（助成金額は、助成対象経費の100%。ただし上限は30万円）

- ア 地域自治組織の機能の充実を図る事業
- イ 地域の市民生活に直結する問題の解決に資する事業
- ウ 地域振興を図る事業
- エ 市民の自治意識や連帯意識を高揚する学習の機会を創出し、または活動の中心的役割を担う人材を育成する事業
- オ ア、イ、ウ及びエに掲げるもののほか、市民が行政と協働のまちづくりにより実施する事業

2 市全域のまちづくりのために地域コミュニティの活性化を図る事業

（助成金額は、助成対象経費の70%。ただし上限は30万円）

- ア 地域を活性化し、及び市民の一体感に資する事業
- イ 伝統文化の伝承その他これに類する事業
- ウ 商店街活性化を図る事業
- エ スポーツを通じた地域振興事業
- オ ア、イ、ウ及びエに掲げるもののほか、市全域のまちづくりのために地域コミュニティの活性化に資する事業

4 助成の対象となる経費

事業に要する、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、備品購入費等
詳細は「助成対象・対象外経費例一覧表」を参考にしてください。

5 助成金の概算払

交付決定後に、交付決定金額の8割まで概算払を行うことができます。

6 助成金の精算

概算払を行った場合には、実績報告書の提出後、適切に助成金が支出されているか精査し、精算払を行います。

また、交付決定額の減額により返納の処理が必要な場合があります。

7 助成できない事業

- (1) 国、県、市等の他の助成金等の交付を受けている場合
- (2) 事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する場合
- (3) 専ら利益を目的とし、公益性を欠く場合
- (4) 政治活動または宗教活動を行うことを目的とする場合
- (5) 対象事業が地区住民の親睦会的事業である場合
- (6) その他、助成対象事業として適当でないと認められるもの

8 その他応募に当たっての留意事項

- (1) 各提出書類を紙で受付の後、電子データでも提出していただきます。
- (2) 助成金の交付決定前に事業に着手する場合（既に着手している場合を含む）は、「事業事前着手届」の提出が必要です（ただし、交付決定を確約するものではありません）。
- (3) 交付決定にあたっては、助成金申請額の査定を行います。
- (4) 1団体1事業のみ申請可といたします。
- (5) 事業終了後、1か月以内に実績報告書を提出していただきます。
- (6) 実績報告書提出の際、事業に要した経費の団体名宛の領収書（レシート不可）の提出が必要です。内容が領収書のみでは読み取れない場合は明細（請求書・レシートなど）も併せて提出していただきます。
- (7) 助成金を収支予算書に記載の用途以外に使用した場合や予算額を超えて高額となった場合は助成金を返還していただくことがありますのでご注意ください。
- (8) 申請書及び報告書の作成、提出、プレゼンテーションに要する経費はすべて助成の対象外とします（提出物は返却しません）。

9 一次審査（書類審査）

※申請者の出席は不要です。

（１）審査内容

「石巻市地域づくり基金事業の実施及び助成金の交付に関する要綱」に照らして、事業内容及び助成対象経費を事務局で査定します。内容によっては、申請団体へヒアリングを行い協議します。結果によっては、二次審査に参加できない場合もあります。

（２）審査項目

①事業の内容について

助成金の趣旨に合致しているかの確認を行います。

②助成金対象経費について

事業を遂行する上で、必要な経費かを査定します。

10 二次審査（公開プレゼンテーション）

※団体の会員の出席が必要です。

（１）審査内容

事業内容をPRしていただき、審査員が点数を付け順位を決定します。上位の団体から交付申請額を合算し予算の枠内に収まった団体を採択します。

- ・日時：平成31年5月18日（土）午前9時30分から午後0時30分まで
- ・場所：石巻市役所 4階 庁議室

（２）注意事項

- ・プレゼンテーションを欠席した場合は、不採択とします。
- ・時間は、1団体4分程度（予定）とします。

※申請団体数によって変更となる場合があります。

- ・開始時間の遅刻及び審査終了までの退席を認めません（遅刻及び退席をした場合は、二次審査不採択とします）。
- ・他の事業のPRの妨害や不正を行った場合は、不採択とします。

※その他詳細については一次審査の後にお知らせします。

11 申請方法

次の書類を期限まで提出してください。

- ①石巻市地域づくり基金事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④事業事前着手届（交付決定日以前に事業に着手する場合）
- ⑤団体の定款、規約、会則またはそれに準ずるもの
- ⑥団体の会員名簿
- ⑦その他必要と認められる書類

※①から④までの書類は、市のホームページからダウンロードするか、要項の添付書類を使用してください。

12 提出期限

平成31年4月8日（月）午後5時

13 提出方法

本庁・各総合支所の担当課まで、直接提出をお願いします

※電子メール及び郵送での提出はできません。

14 提出先及び問い合わせ先

提出先及び問い合わせ先	電話番号
本庁復興政策部地域協働課（本庁舎4階）	95-1111（内線4238）
河北総合支所地域振興課	62-2111（内線216）
雄勝総合支所地域振興課	57-2111（直通）
河南総合支所地域振興課	72-2111（内線206）
桃生総合支所地域振興課	76-2111（内線213）
北上総合支所地域振興課	67-2111（直通）
牡鹿総合支所地域振興課	45-2111（内線223）

15 市ホームページ

トップページ > 市政情報 > 助成金・補助金・交付金 > 平成31年度「地域づくり基金事業助成金」

【事務局】

復興政策部 地域協働課（本庁舎4階）協働推進グループ（内線4238）